

港 灣 技 研 資 料

TECHNICAL NOTE OF
THE PORT AND HARBOUR RESEARCH INSTITUTE
MINISTRY OF TRANSPORT, JAPAN

No. 137 Mar. 1972

波浪に関する拠点観測年報（昭和45年）

高	橋	智	晴
副	島		毅
中	井	徹	也
佐	々	木	弘
菅	原	一	晃

運輸省港湾技術研究所

波浪に関する拠点観測年報（昭和45年）

高 橋 智 晴 **
副 島 毅 *
中 井 徹 也 *
佐々木 弘 *
菅 原 一 晃 *

要 旨

昭和43年10月、運輸省港湾局において“波浪に関する拠点観測実施要綱”が策定された。この要綱にもとづき各港湾建設局は、観測記録取得のデジタル化を中心とした波浪観測施設の整備をはかり、港湾技術研究所は観測データの集中処理体制を確立して、昭和45年度より定常的運用を開始した。これと併行して北海道開発局においても同様の実施体制を整備し同時に運用を開始した。

現在波浪観測拠点港に指定されているのは次の14港である。

第一港湾建設局：酒田港、金沢港

第二港湾建設局：八戸港、鹿島港、東京湾

第三港湾建設局：潮 岬、神戸港

第四港湾建設局：宇部港、端島

第五港湾建設局：田子の浦港（長周期波の観測）

北海道開発局：苫小牧港、留萌港、紋別港、釧路港

この報告においては、昭和45年12月以前の観測資料を整理し、当該期間における各港の波浪統計および異常波浪状況を取りまとめるとともに、拠点観測体制のもととなる波浪観測データの集中処理方式について言及した。

** 水工部 観測調査課長

* 水工部 観測調査課

1. 波浪に関する拠点観測の実施について

波浪に関する拠点観測は、昭和43年10月7日の技術次長会議において下記実施要綱が決定され同年11月22日付港建第262号をもって関係部局に達せられた。

「波浪に関する拠点観測実施要綱」

昭和43年10月7日

一、拠点観測の目的

- イ) 日本沿岸における波浪の特性を把握し、港湾および海岸における施設計画、設計における波浪条件を決定するための資料を得る。
- ロ) 日本沿岸に発生する異常波浪を確実に観測し、港湾および海岸における施設の災害原因の究明、並びに災害復旧工法決定のための資料を得る。
- ハ) 波浪推算法の確立のための基礎的研究資料を得る。

二、波浪観測拠点

酒田港、金沢港、八戸港、鹿島港、東京湾、潮岬、神戸港、宇部港、端島（長崎）、田子の浦港、伊勢湾（四日市港）、苫小牧港、留萌港、紋別港、釧路港
（注）上記のほか今後3省協議等の結果によって、

利用、データの提供を受けようとする地点、
青森、島の越、浪江、千倉、平塚、浜松、赤羽根、伊佐、川尻、皆生、田中、等

三、期間 昭和43年～49年の7ケ年

四、観測拠点の整備

直接外海に面した場所では水深20m附近、内海湾などで短周期の波が卓越する場所では水深10m附近を標準とする。

五、観測実施体制

拠点観測に関する諸事項は次長会議において決定する。
港湾局（計画、建設、防災課補佐官）、北海道開発局（開発専門官）、各港湾建設局（調査設計事務所次長）、港研（波浪研究室長、観測調査課長、）に波浪観測担当者を置く。

（注）事務局 港湾局建設課

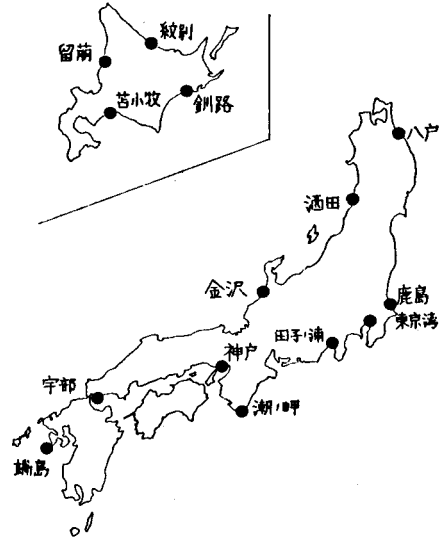
業務分担

港湾局；観測実施に関する調整

各港湾建設局；観測の実施。港研へのデータ送付

（1ヶ月以内）。港湾局へ次年度実施計画の提出（5月31日まで）。

港研；観測記録の総括的整理。全拠点の波浪台帳の作成（翌年度8月）。海域別波浪の発生確率分布型についての解析（48年度、50年度）。次長会議への報告。観測記録の保管。



図・1-1 波浪観測拠点配置図

上記実施要綱にもとずき昭和43、44年度を整備期間として45年度より49年度までの5ケ年間を当面の観測実施期間とすることが決定されたが、諸般の事状によりまだ初期計画が満足されるには至っていない。

例えば、当初15港を予定した観測港のうち伊勢湾は除外され、指定14港のうち45年度末までに観測が開始された拠点は10港（金沢、酒田、東京湾、潮岬、宇部、端島、田子の浦、苫小牧、留萌、紋別）であり、水深20m地点附近に観測点を設置し得たのは1港（金沢 $h = 19.70m$ ）にすぎない。また他省庁所管の観測所との連繫体制については全く進められなかった。一方担当者の不慣れ或いは施設体制の不備によって、順調な良質データの取得および円滑な処理業務の促進に欠けたところがあったことも見逃がせない。

しかしながら組織化された体制によって波浪に関する拠点観測がスタートしたことは評価されるべきであり、今後一層の努力によって成果の向上を期待するものである。

2. 観測データの集中処理方式について

2.1 拠点観測における集中処理方式の導入

“波浪に関する拠点観測実施要綱”が策定され、酒田港、金沢港、八戸港、鹿島港、東京湾、神戸港、潮岬、宇部港、端島、田子の浦港、苫小牧港、留萌港、紋別港、釧